

○総務省令第五号

電波法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二十八号）の施行に伴い、並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の規定に基づき及び同令を実施するため、電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電波の利用の程度が第四地域と同等である区域)</p> <p>第五十一条の九の八 法別表第七備考の総務省令で定める区域は、次に掲げる区域(当該区域に第四地域に該当する区域が含まれる場合は、その区域を除いた区域)とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>二 山梨県富士吉田市の区域</p> <p>〔削る〕</p> <p>三 広島県竹原市の区域</p> <p>四 山口県下関市、柳井市及び熊毛郡田布施町の区域</p> <p>〔削る〕</p> <p>五 愛媛県今治市及び新居浜市の区域</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>2 前項各号に掲げる区域は、平成二十九年十月一日における行政区画によつて表示されたものとする。</p> <p>(広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等)</p> <p>第五十一条の九の十一 広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置場所又は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)であつて、包括免許人が開設する第二号又は次号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの 当該特定無線局の送信の制御を行う無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域(当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域)</p> <p>〔五 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(電波の利用の程度が第四地域と同等である区域)</p> <p>第五十一条の九の八 法別表第七備考の総務省令で定める区域は、次に掲げる区域(当該区域に第四地域に該当する区域が含まれる場合は、その区域を除いた区域)とする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 青森県青森市及び十和田市の区域</p> <p>三 山形県山形市の区域</p> <p>四 福島県福島市の区域</p> <p>五 山梨県富士吉田市及び南都留郡西桂町の区域</p> <p>六 静岡県富士宮市、御殿場市及び駿東郡小山町の区域</p> <p>七 滋賀県大津市の区域</p> <p>八 京都府京都市右京区及び亀岡市の区域</p> <p>九 和歌山県和歌山市及び東牟婁郡那智勝浦町の区域</p> <p>十 広島県竹原市の区域</p> <p>十一 山口県下関市、柳井市及び熊毛郡田布施町の区域</p> <p>十二 徳島県阿南市の区域</p> <p>十三 香川県丸亀市、坂出市、三豊市、香川郡直島町の区域</p> <p>十四 愛媛県松山市、今治市、新居浜市及び西条市の区域</p> <p>十五 高知県宿毛市の区域</p> <p>十六 熊本県阿蘇市の区域</p> <p>十七 宮崎県日南市の区域</p> <p>2 前項各号に掲げる区域は、平成二十三年十月一日における行政区画によつて表示されたものとする。</p> <p>(広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等)</p> <p>第五十一条の九の十一 広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置場所又は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)であつて、包括免許人が開設する第二号又は次号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの 当該特定無線局の送信の制御を行う主たる無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域(当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域)</p> <p>〔五 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>

<p>(広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局)</p> <p>第五十一条の十の二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合において、当該移動しない無線局に係る指定周波数のうち当該移動する無線局が使用する電波の周波数を定めるもの及び当該移動する無線局に係る指定周波数が広域専用電波に該当しないときは、当該移動する無線局は広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とするものに該当しないものとして、法第百三条の二第五項及び第六項の規定を適用する。</p> <p>第五十一条の十の二の二 [略]</p> <p>第五十一条の十の二の三 [略]</p> <p>第五十一条の十の二の四 [略]</p> <p>(同等特定無線局区分の周波数の幅)</p> <p>第五十一条の十の二の五 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。</p> <p>一 第五十一条の十の二の三第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局(当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅</p> <p>[一] 略]</p>	<p>第五十一条の十の二の六 第五十一条の十の二の九 [略]</p> <p>(納付受託者の指定の基準)</p> <p>第五十一条の十の九 電波法施行令第十三条第二号の総務省令で定める基準は、公租公課又は公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他これに準ずる者であることとする。</p> <p>別表第十一号の二(第五十一条の十の二の四、第五十一条の十の二の八関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>[様式略]</p> <p>[注1・2 略]</p> <p>3 第五十一条の十の二の三の該当する区分を記載すること。なお、法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内に新規免許開設局又は既存免許開設局を記載すること。</p> <p>[4～9 略]</p>
<p>[新設]</p> <p>第五十一条の十の二 [同上]</p> <p>第五十一条の十の二の二 [同上]</p> <p>第五十一条の十の二の三 [同上]</p> <p>(同等特定無線局区分の周波数の幅)</p> <p>第五十一条の十の二の四 [同上]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。</p> <p>一 第五十一条の十の二の二第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局(当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅</p> <p>[一] 同上]</p>	<p>第五十一条の十の二の五 第五十一条の十の二の八 [同上]</p> <p>(納付受託者の指定の基準)</p> <p>第五十一条の十の九 電波法施行令第十四条第二号の総務省令で定める基準は、公租公課又は公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他これに準ずる者であることとする。</p> <p>別表第十一号の二(第五十一条の十の二の三、第五十一条の十の二の七関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>[様式同左]</p> <p>[注1・2 同左]</p> <p>3 第五十一条の十の二の二の該当する区分を記載すること。なお、法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内に新規免許開設局又は既存免許開設局を記載すること。</p> <p>[4～9 同左]</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第二条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局)</p> <p>第十五条 法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。</p> <p>一 法第百三条の二第十四項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令(平成十三年政令第百四十五号)第十二条各号に掲げる無線局</p> <p>〔二〇十一 略〕</p>	<p>(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局)</p> <p>第十五条 法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。</p> <p>一 法第百三条の二第十四項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令(平成十三年政令第百四十五号)第十三条各号に掲げる無線局</p> <p>〔二〇十一 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である</p>	

附 則

この省令は、電波法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二十八号）の施行の日（平成三十年二月二日）から施行する。